

因明正理門論研究〔三〕

桂 紹 隆

3.5. 如是合成九種宗法。隨其次第略弁其相。⁽¹⁾

謂立聲常、所量性故。

或立無常、所作性故。

或立勤勇無間所發、無常性故。

或立為常、所作性故。

或立為常、所聞性故。

或立為常、勤勇無間所發性故。

或非勤勇無間所發、無常性故。

或立無常、勤勇無間所發性故。

或立為常、無觸對故。⁽²⁾

如是九種二頌所攝。

常無常勤勇 恒常堅牢性

非勤遷不變 由所量等九 <K. 5>

所量作無常 作性聞勇發

無常勇無觸 依常性等九 <K. 6>

(1) =PSV 131b¹: phyogs kyi chos dgu po 'di dag go rims ci lta ba bzhin du dpe dang sbyar bar bya ste, Tucci[4] fn. 53. (2) =PSV 131b¹⁻³: gzhal bya yin pa'i phyir rtag go, byas pa'i phyir mi rtag go, mi rtag pa'i phyir rtsol ba las byung ba'o, byas pa'i phyir rtag go, mnyam bya yin pa'i phyir rtag go, rtsol ba las byung ba'i phyir rtag go, mi rtag pa'i phyir rtsol ba las byung ba ma yin no, rtsol ba las byung ba'i phyir mi rtag go, <rtag ste> reg par bya ba ma yin pa'i phyir ro (zhes bya ba de rnams

bsdu ba'i tshigs su bcad pa ni), Tucci, *loc. cit.* (3) =NVT 300: nityānityaprayatnotthamadhyaṃmatrīkāśāśvatāḥ, ayatnānityanityāś ca prameyatvādisāadhanāḥ, Vidyabhusana[1] 284-5, fn. 1, 宇井[3] 591-592; cf. *Hetucakraḍamaru* (ed. E. Frauwallner[12]) K. 7. (4) =PS III. 21=NVT 300: prameyakṛtakānityakṛtaśrāvaṇayatnajāḥ, anityayatnajāsparśā nityatvādiṣu te nava, Vidyabhusana, *loc. cit.*, 宇井、同上; cf. *Hetucakraḍamaru*, K. 6.

〔和訳〕 以上〔の三種・三種の分類〕を合わせると〈主張の主題の属性〉は九種となる。その順序に従って、それぞれの特徴〔、論証の具体例〕を示そう。

- I 「音声は恒常的である。認識対象であるから」
- II 「非恒常的である。作られたものであるから」
- III 「意志的努力の所産である。非恒常的であるから」
- IV 「恒常的である。作られたものであるから」
- V 「恒常的である。聞かれるものであるから」
- VI 「恒常的である。意志的努力の所産であるから」
- VII 「意志的努力の所産ではない。非恒常的であるから」
- VIII 「非恒常的である。意志的努力の所産であるから」
- IX 「恒常的である。触れることができないから」

以上の九種が次の二詩頌にまとめられる。

恒常性・非恒常性・意志的努力の所産性・恒常性・恒常性・恒常性・意志的努力の非所産性・非恒常性・恒常性は、認識対象性等により〔立証される〕九種〔の〈論証さるべき属性〉〕である。(第五偈)

認識対象性・作られたものという性質・非恒常性・作られたものという性質・聞かれるものという性質・意志的努力の所産性・非恒常性・意志的努力の所産性・触れえないという性質は、恒常性等に対する九種〔の〈証因〉〕である。(第六偈)

〔註記〕 前節 §3.4 に一般的に呈示された「九句因」の具体例が、ここにそれ

それぞれあげられている。前稿 [二] (p. 130) に描いた「九句因」の図は、〈同例群〉と〈異例群〉が逆になっているため再度正しい図を示すことにする。

証因が		異例群に		
		存在	非存在	両方
同例群に	存在	I	II	III
	非存在	IV	V	VI
	両方	VII	VIII	IX

本節の例 I は、上図の上段左の区画 I に相当し、〈証因〉が〈同例群〉・〈異例群〉それぞれの全体に存在する場合である。およそ存在するものは認識の対象となるという前提に立てば、この「話の世界」にはすべて「認識対象性」が見出されることになる。又、認識の対象とならぬものを「話の世界」にとり入れて、その属性を云々することは無意味である。従って、例 I の〈証因〉＝「認識対象性」は、「話の世界」を二分する〈同例群〉＝「恒常的なもの」にも〈異例群〉＝「非恒常的なもの」にも等しく見出されるのである。このようなく証因〉は〈不確定〉という〈間違った証因〉であり、次節以下に詳しく取り扱われる。論証例 II 以下についても同様の分析を行えば、「九句因」図の II 以下に相当することが容易に判明しよう。これら九種の論証例の〈証因〉の中で、いずれが正しくいずれが間違っているかという Dignāga の評価は、次節以下に提出される。

4. 如是分別說名為因相違不定。⁽¹⁾ 故本頌言。

於同有及二 在異無是因

翻此名相違 所余皆不定 ⁽²⁾ <K. 7 >

(1) =PSV 131b⁴: de ltar phyee bas gtan tshigs dang 'gal ba dang ma nges pa rnam brjod par bya ste, Tucci[4] fn. 55. (2) =PS III. 22=NTV 300: tatra yaḥ san saajātiye dvedhā cāsaṃs tadatyaye, sa hetur viparīto 'smādh viruddho 'nyas tv aniścitaḥ, Vidyabhusana[1] 283-4, fn. 3, 宇井[3] 594.

〔和訳〕 以上のように〔〈主張の主題の属性〉＝〈証因〉を九種に〕分類することにより、〔それらが、正しい〕〈証因〉・〈相容れぬ〉(viruddha)〔証因〕・〈不確定の〉(aniścita)〔証因〕と呼ばれるべきである。従って、根本詩頌に言う。

そのうち、同種のもの（＝〈同例群〉）において存在するか、あるいは〔存在かつ非存在の〕二様かであって、その無（＝〈異例群〉）において非存在であるものが、〔正しい〕〈証因〉である。これの逆が〈相容れぬ〉〔証因〕である。他は〈不確定の〉〔証因〕である。（第七偈）

〔註記〕 既に列挙された「九句因」は、〈正しい証因〉・〈相容れぬ証因〉・〈不確定の証因〉の三種に分類される。「九句因」図中ⅡとⅧが〈正しい証因〉、ⅣとⅥが〈相容れぬ証因〉、その他が〈不確定の証因〉と呼ばれる。いわゆる〈不確立の証因〉(asiddha)が言及されないのは、既に §§2—2.4において〈証因〉は〈主張の主題の属性〉であるという形で排除されているからである（前稿〔一〕 pp. 119～126 参照）。

4.1. 此中唯有二種名因。謂於同品一切遍有、異品遍無。及於同品通有非有、異品遍無。於初後三各取中一。⁽ⁱ⁾

(1) ⇨ PSV 131b⁵⁻⁶: gang mthun pa'i phyogs la yod la bsgrub bya med pa la med pa dang, gang mthun pa'i phyogs la rnam pa gnyis yin la, bsgrub bya med pa la med pa nyid kyī gtan tshigs ni gnyis kho na yin te, dang po dang mtha' ma'i gsum pa'i bar ma dag yin no, Tucci[4] fn. 57; cf. *Hetucakraḍamaru*, K. 8ab.

〔和訳〕 この〔「九句因」の〕中で、二種のみを〔正しい〕〈証因〉と呼ぶ。すなわち(i)〈同例群〉全体に存在し、〈異例群〉に全く存在しないものと、(ii)〈同例群〉に存在しかつ存在しない〔、すなわち〈同例群〉の一部に存在する〕もので、〈異例群〉に全く存在しないものである。〔「九句因」図の〕第

一列と第三列の三〔区画の中〕のそれぞれ中央である。

〔註記〕 まず〈正しい証因〉が先の「九句因」図中のⅡとⅧに相当することが指摘される。Hetucakraḍamaru が挙げる〈喩例〉を参照して、両者を完全な論証式に直すと次のようになる。

(2) 〈主張〉 「音声は非恒常的である」

〈証因〉 「作られたものであるから」

〈類似の喩例〉 「およそ作られたものは非恒常的である。例えば瓶の如し」

〈非類似の喩例〉 「およそ恒常的なものは作られたものではない。例えば虚空の如し」（前出）

(5) 〈主張〉 「音声は非恒常的である」

〈証因〉 「意志的努力の所産であるから」

〈類似の喩例〉 「およそ意志的努力の所産であるものは非恒常的である。例えば瓶の如し」

〈非類似の喩例〉 「およそ恒常的なものは意志的努力の所産ではない。例えば虚空の如し」

非恒常的なものはすべて瓶のように作られたものであり、恒常的なものはすべて虚空のように作られたものではない——すなわち、「非恒常性」と「作られたものという性質」がいわば同延の関係にある——という前提にたてば、(2)の〈証因〉である「作られたものという性質」は、〈同例群〉である「非恒常的なもの」全体に存在し、〈異例群〉である「恒常的なもの」には絶対存在しない。他方、非恒常的なものには瓶のような意志的努力の所産と、稲妻(vidyut)のようにそうでないものがあり、恒常的なものはすべて虚空のように意志的努力の所産ではないと考えれば、(5)の〈証因〉である「意志的努力の所産性」が〈同例群〉の一部に存在し、〈異例群〉に絶対存在しないことは明らかである。

以上二つの〈証因〉を分析すれば、〈正しい証因〉の満足すべき二条件が判明しよう。すなわち、(i)「〈同例群〉の少なくとも一部に存在すること」と

(ii) 「〈異例群〉に決して存在せぬこと」である。これらに § 2 (前稿[一] pp. 119-120) に指摘した〈証因〉の第一条件「〈主張の主題〉 (pakṣa) の〈属性〉であること」を加えれば、〈正しい証因〉の三条件がそろふことになる。ところで、これら三条件のうち Dignāga がいずれを最も重視したかといえ、それは第三条件でなければならない。PS 第五章において Dignāga は、語の意味 (śabdārtha) は〈他者の排除〉 (anyāpoha) であると論ずるが、そのそもその契機は〈語による知識〉 (śabda) が〈推理〉 (anumāna) と異ならぬ点を論証するためであった。何故〈語による知識〉が〈推理〉と同一視されるかという、両者が〈他者の排除〉という同一原理に基づいて機能するからである (cf. PS V-1; 服部正明「Mīmāṃsāśloka-vārttika, Apohavāda 章の研究 (上)」京大文学部紀要14, pp. 27-28 参照)。〈推理〉において〈他者の排除〉が如何に機能するかという、〈証因〉(例えば、「作られたものという性質」)が「〈異例群〉 (= 「恒常的なもの」) に決して存在せぬこと」(第三条件)により、いいかえれば〈同例群〉 (= 「非恒常的なもの」) に対して「他者」である〈異例群〉を排除することにより、〈証因〉の付属する〈主張の主題〉(例えば、「音声」)に〈同例群〉の共通性 (= 「非恒常性」) が所属することを知らしめるのである (北川[14] pp. 52, 111-125, 222-238 参照)。Frauwallner がつとに指摘したように、〈他者の排除〉という共通の基盤により〈推理〉と〈語による知識〉を特徴づけ、両者を等置した点にこそ、Dignāga 論理学の最大の独創性がみられるのである (Frauwallner[12] pp. 100-103; Dignāga のアポーハ論については、拙稿“The Apoha Theory of Dignāga,” *J. of Ind. & Bud. St.*, Vol. 28 (1980予定) 参照)。

4.2. 復唯二種説名相違。能倒立故。謂於異品有及二種、於其同品一切遍無。

第二三中取初後二。

所余五種、因及相違皆不決定、是疑因義。

(i) ⇐PSV 131b⁶⁻⁷: phyin ci log tu bsgrub pa'i phyir 'gal ba ni rnam pa gnyis kho na yin te, bsgrub bya med pa la yod pa dang gnyi ga yin la,

mthun pa'i phyogs la ni med pa kho na ste, gsum pa gnyis pa'i g.yas dang g.yon pa dag go, Tucci[4] fn. 57; cf. *Hetucakraḍamaru*, K. 8cd. (2) =PSV 132a¹⁻²: lhag ma rnam pa lnga po ni gtan tshigs dang 'gal ba nyid du ma nges pas the tshom gyi rgyu yin no, cf. 49a⁷:...ma nges pa ste, the tshom gyi rgyu'o zhes pa'i tha tshig go, Tucci, *loc. cit.*; cf. *Hetucakraḍamaru*, K. 9.

〔和訳〕 又、二種のみを〈相容れぬ〉〔証因〕と呼ぶ。〔それは〈論証さるべき属性〉 (sādhyadharmā) の〕逆 (viparyaya) を論証するからである。すなわち、〈異例群〉に存在するか、〔存在・非存庄の〕両方かであり、〈同例群〉に全く存在しないものである。〔「九句因」図の〕第二列の三〔区画〕の中の左と右とである。

残りの五種は、〔正しい〕〈証因〉とも〈相容れぬ〉〔証因〕とも確定しない。すなわち疑惑の原因であるという意味である。

〔註記〕 次に「九句因」図のⅣとⅥが〈相容れぬ証因〉であり、残りのⅠ・Ⅲ・Ⅴ・Ⅶ・Ⅸが〈不確定の証因〉であることが述べられる。

- (16) 〈主張〉 「音声は恒常的である」
 〈証因〉 「作られたものであるから」 (=Ⅳ)
- (17) 〈主張〉 「音声は恒常的である」
 〈証因〉 「意志的努力の所産であるから」 (=Ⅵ)

前節で述べたように、「非恒常性」と「作られたものという性質」が同延であると認めるなら、(16)の〈証因〉は〈同例群〉である「恒常的なもの」例えば虚空に全く存在せず、〈異例群〉である「非恒常的なもの」例えば瓶に必ず存在する。そのような〈証因〉は、(16)の〈主張〉の逆である「音声は非恒常的である」という〈主張〉を証明する (cf. (2)')。—以下、「逆」の語は形式論理学でいう厳密な意味でのそれでないことに注意されたい。—すなわち、原〈主張〉の〈論証さるべき属性〉と〈相容れぬ属性〉を証明するから、それは〈相容れ

ぬ証因>と呼ばれるのである。(17)の<証因>についても同じことがいえる。前節でみたように、「意志的努力の所産性」という<証因>は、「音声は非恒常的である」という(17)の原<主張>の逆を証明する (cf. (15)) から、<相容れぬ証因>である。この<証因>が<同例群>に全く存在せず、<異例群>の一部に存在することは、前節の説明より容易に推測されるであろう。なお<相容れぬ証因>は<正しい証因>が満足すべき三条件のうち第二、第三条件を満たさぬという点で、間違った<証因>と考えられるわけである。

<相容れぬ証因>の説明の後に、PSV では Sāṃkhya 学派のある論証式をめぐる簡単な議論が挿入される（北川[14] pp. 191-192）。次に<不確定の証因>を検討しよう。

- (18) <主張> 「音声は恒常的である」
 <証因> 「認識対象であるから」(= I)
 (19) <主張> 「音声は意志的努力の所産である」
 <証因> 「非恒常的であるから」(= III)

§3.5 の〔註記〕に述べたように、(18)の<証因>の「認識対象性」は<同例群>・<異例群>に等しく見出されるから、<正しい証因>のように原<主張>を証明するか、<相容れぬ証因>のようにその逆を証明するか不確定である。一般的に、このような<証因>は、本書におけるように<不確定>(aniścita)と呼ばれたり、<不決定>(anaikāntika)・<逸脱>(vyabhicārin)と呼ばれたりする。(19)の<証因>の「非恒常性」は、<同例群>である「意志的努力の所産」に必ず見出され、<異例群>であるその逆には、稲妻のように見出される場合と、虚空のように見出されぬ場合とがあるから、やはり原<主張>を証明するか否かが不確定である。

- (20) <主張> 「音声は意志的努力の所産ではない」
 <証因> 「非恒常的であるから」(= VII)
 (21) <主張> 「音声は恒常的である」
 <証因> 「触れることができないから」(= IX)
 (20)の<証因>である「非恒常性」は、<同例群>である「意志的努力の所産で

ないもの」に、稻妻のように見出される場合と、虚空のように見出されぬ場合とがあり、〈異例群〉であるその逆には必ず見出されるから、原〈主張〉を証明するか否かが不確定である。(21)の〈証因〉の「触れることができぬという性質」は、〈同例群〉である「恒常的なもの」に、虚空のように見出される場合と、原子 (paramāṇu) のように見出されぬ場合とがある。又、〈異例群〉である「非恒常的なもの」には、行為 (karman) のように見出される場合と、瓶のように見出されぬ場合とがある。従って、この〈証因〉も原〈主張〉を証明するか否かが不確定である。以上、(18)～(21)の〈証因〉はすべて〈正しい証因〉の三条件のうち第三条件を満足せぬ故、間違った〈証因〉といえることができる。

(22) 〈主張〉 「音声は恒常的である」

〈証因〉 「聞かれるものであるから」 (= V)

この〈証因〉の「聞かれるものという性質」は、〈主張の主題〉である「音声」のみがもつ属性であるから、定義上〈主張の主題〉が除外されている〈同例群〉にも〈異例群〉にも全く存在しえない（前稿〔一〕 p. 120 参照）。先の(18)～(21)の〈証因〉が、〈同例群〉・〈異例群〉のいずれにおいても、少なくともその一部に存在するがために〈不確定の証因〉となったのに対して、(22)の〈証因〉は〈同例群〉・〈異例群〉のいずれにも見出されぬため、両者に〈共通せぬ〉 (asādhāraṇa) 〈不確定の証因〉と呼ばれる。ところで、この(22)の〈証因〉は、ここまで検討されてきた(16)～(21)の間違った〈証因〉が、〈正しい証因〉の満足すべき三条件のうち第二条件と第三条件（〈相容れぬ証因〉の場合）もしくは第三条件（〈不確定の証因〉の場合）を満足しなかったのに対して、第三条件を満足するが第二条件を満足せぬために間違った〈証因〉とされるという点で、きわだった相違を示すものである。§ 4 の〔註記〕に述べたように、Dignāga にとって最も重要な〈正しい証因〉の条件は、第三条件であり、これを満たさぬ故(16)～(21)の〈証因〉が誤りとされるのは納得される。しかし、第三条件を満足するが第二条件を満足せぬ(22)の〈証因〉は一考を要する。さて、〈正しい証因〉の第二条件を満足せぬとは、如何なることかという点、

〈主張〉を支持する肯定的な〈喩例〉が「話の世界」の中に全く見出されないということである。目下の論証式において、「聞かれるものという性質」が〈主張の主題〉である音声にのみ所属するために、「聞かれるもの」であり、かつ「恒常的なもの」であるような〈同例群〉は全く存在せず、従って「音声は恒常的である」という主張を例証することができないのである。このように〈共通せぬ不確定の証因〉が間違った〈証因〉とされるところに、Dignāga 論理学の例証的性格がよく現われている（山下前掲論文 p. 93 参照）。なお、Dignāga 論理学の例証的帰納的性格を払拭していった後期の仏教論理学において、〈共通せぬ不確定の証因〉(asādhāraṇānaikāntika-hetu) は間違った〈証因〉とされなくなる。それには、Ratnākaraśānti の「内遍充論」(antarvyāpti) が大きく貢献したのである（梶山「後期インド仏教の論理学」pp. 253, 285-288）。

4.3. 又於一切因等相中、皆説所説一數同類。勿説二相更互相違共集一処猶為因等、或於一相同作事故成不遍因。

(1) Cf. PSV ad III. 23-24: grangs gcig la ni rigs pa yin, 'gal ba dag la the tshom phyir, de bzhin the tshom gtan tshigs dag, gcig la nges pa mthong ba yin; gnyis dag mtshon nyid ldan pa ni, gnyis gnyis la 'dod gcig la min, gcig nyid las ni mi 'da' bas, du ma yin yang 'gal ba med, Tucci[4] fn. 58, 北川[14] 193-199, fn. 369; Steinkellner[16] Teil II, 198-199.

〔和訳〕〔以上、正しい〕〈証因〉等の定義において、常に記述さるべきものの単数の同類を述べてきた。二個の互いに相容れぬ〔証因〕が一箇所に集って、しかも〔それぞれ正しい〕〈証因〉となる等と言うべきではなく、又、〔多数の〈正しい証因〉が〕それぞれ一個で同一の機能を果たす以上は〔それらは単一の同類とみなしうるから、単数を用いることが〕すべての〈証因〉の場合に適用される訳ではない、と言うべきではない。

〔註記〕 本節の NM の記述は簡単過ぎるため理解し難いが、PSV の相当箇所には詳しい議論があり、それを参照すれば理解は容易となる。この論点は、〈正しい証因〉・〈相容れぬ証因〉・〈不確定の証因〉を扱う際、常に単一の〈証因〉が問題にされるべきだということである。同一の対象に関して互いに相容れぬ〈主張〉を証明する二個の〈正しい証因〉が存在し、疑惑の原因となる場合がある。

- (2) 〈主張〉 「音声は非恒常的である」
 〈証因〉 「作られたものであるから」
 〈喩例〉 「およそ作られたものは非恒常的である。例えば瓶の如し」
 (前出)
- (22) 〈主張〉 「音声は恒常的である」
 〈証因〉 「聞かれるものであるから」
 〈喩例〉 「およそ聞かれるものは恒常的である。例えば〈音声の普遍〉
 (śabdatva) の如し」 (Cf. NP § 3, 2, 2 (6))

Vaiśeṣika をはじめとするインド実在論学派では、個々の個物に共通する恒常的な〈普遍〉(sāmānya) を認め、それが知覚の対象となると考える。そのような形而上学に立脚すれば (22) の論証式は正しいものとなり、もう一つの相容れぬ〈主張〉を立証する論証式(2)と一緒にされる時、一体いずれが正しいのかという疑惑の原因となるのである (PSV ad III. 23b, 北川[14] 193-194)。このような場合を Dignāga は viruddhāvyabhicārin 〈相容れぬ (論証さるべき属性) と必然的に結びつく〉〈証因〉と呼び、〈不確定の証因〉の一種と考えているようである。しかし北川[14] 36 (fn. 49) が明記するように、これは〈普遍〉を永遠不変の実在とみなすという風に「宇宙観の何処かに誤ちが存する」ために生じるものであり、純粹に論理学上の誤謬とは考えられない。従って、後に Dharmakīrti は viruddhāvyabhicārin を〈間違った証因〉として言及するのを拒否することになる (NB III, 112-118)。ともあれ Dignāga は、viruddhāvyabhicārin のように二個の〈証因〉が一緒になって疑惑の原因となる場合をも考慮して、〈証因〉は単一でなければならないと言うのである。さ

らに彼は二個の〈不確定の証因〉が一緒になって一つの〈主張〉を正しく論証する場合も考慮している (PSV ad Ⅲ. 23cd, 北川[14] 194-195)。他方、論証式(2)(4)のように「作られたものという性質」・「意志的努力の所産性」という二個の異なる〈証因〉が、「音声は非恒常的である」という同一の〈主張〉を論証する場合があるが、両者は同類に属す単一の〈証因〉とみなしうると、Dignāga は考えている (PSV ad Ⅲ. 24cd, 北川[14] 197-198)。以上の理由から〈証因〉に関しては単一の〈証因〉が問題とされ、単数で表示されねばならないのである。

4.4. 理応四種名不定因。二俱有故。所聞云何。

由不共故。以若不共所成立法、所有差別遍攝一切、皆是疑因。唯彼有性彼所攝故、一向離故。⁽¹⁾

諸有皆共無簡別因、此唯於彼、俱不相違、是疑因性。⁽²⁾

若於其中俱分是有亦是定因、簡別余故。是名差別。⁽³⁾

(1) ⇨ PSV 47a³⁻⁴: gal te rnam pa bzhi po the tshom gyi gtan tshigs su 'gyur ba ni gnyis ka la yod pa'i phyir yin na, 'o na mnyan par bya ba nyid ji ltar yin zhe na, thun mong ma yin pa'i phyir ro, Tucci[4] fn. 59; Jambuvijaya's reconstruction: yuktaṁ tāvat caturvidhasya (anaikāntikasya) ubayatrasattvāt saṁśayahetutvam, śrāvaṇatvasya katham? asādhāraṇatvāt, [15] pt. II (1976) 663 fn. 1; cf. PSV 133a²⁻³: re zhig rnam pa bzhi po ni gnyi ga la yod pa'i phyir the tshom gyi rgyu nyid du rigs pa yin na, thun mong ma yin pa yin pa'i phyir mnyan par bya ba nyid ji ltar zhe na, 北川[14] fn. 375. (2) = PSV 133a³ (cf. 47a⁴⁻⁵) = PVBh 629: yo hy asādhāraṇaḥ sādhanadharmāḥ (read sādhyadharmāḥ; pakṣadharmāḥ according to [15] pt. II 663) sa yāvātā bhedenasarvasaṁgrahas tatra saṁśayahetuḥ, tadvatā(m) tatsaṁgrahād ekāntavyāvṛtteś ca, Jambuvijaya, loc. cit. (3) ⇨ PSV 133a⁴ (cf. 47a⁵): thun mong pa gang yin pa de de kho na la zhes rnam par gnas pa med pa'i phyir gtan tshigs ma yin te, gnyis

la mi 'gal ba ni the tshom gyi rgyu nyid yin no, Tucci[4] fn. 60. (4) ≡ PSV 133a⁴⁻⁵: gang yang gnyi ga la brten pa de gzhan las ldog pa'i gtan tshigs kyang yin no zhes bya ba 'di ni khyad par yin no, Tucci[4] fn. 61.

〔和訳〕 〔反論〕「〔Ⅰ・Ⅲ・Ⅶ・Ⅸの〕四種は〈不確定の証因〉と呼ぶにふさわしい。〔いずれの〈証因〉も〈同例群〉・〈異例群〉の〕双方に存在するからである。〔しかし、Ⅴの〈証因〉の〕「聞かれるという性質」がどうして〔〈不確定の証因〉と呼ばれるの〕か？」

〔答〕 〔〈同例群〉・〈異例群〉双方に、非存在という意味で〕共通しないからである。論証されるべき〔〈主張の主題〉(pakṣa)の〕〈属性〉(=証因)は、〔〈同例群〉・〈異例群〉に〕共通せぬ場合、〔恒常性・非恒常性などの〕あらゆる区別をもって、すべて〔の存在〕を包摂し、それら〔の存在〕に関して疑惑の原因となる。それ(=共通せぬ属性)を有するもの(例えば、音声)が、それら〔の存在〕に包摂されるからである。又、〔そのような〈証因〉は〕〈同例群〉に存在せず、ただ一方向的に〔〈異例群〉から〕排除されるからである。

すべての存在に共通に存在し、「これはそれだけに〔ある〕」と限定せぬ〈証因〉(=Ⅰ)は、〔〈同例群〉・〈異例群〉の〕双方において相容れぬことがなく、疑惑の原因に他ならない。

その〔〈不確定の証因〉四種の〕中で、〔〈同例群〉・〈異例群〉の〕双方〔の少なくとも一方〕に部分的に存在する場合(=Ⅲ・Ⅶ・Ⅸ)、確定的な〈証因〉になりうる。〔〈論証されるべき属性〉の選択次第により〕他者(=〈異例群〉)から〔完全に〕排除されるからである。これが〔前二者との〕相異である。

〔註記〕 先に §4.2 に五種の〈不確定の証因〉が指摘されたが、今その一つの特徴が検討される。 §4.2 の〔註記〕末尾に述べたように、「九句因」の

V = (22)の〈証因〉は、他の四種の〈不確定の証因〉と大いに相異なる。すなわち、「九句因」のⅠ・Ⅲ・Ⅶ・Ⅸの〈証因〉が、〈同例群〉・〈異例群〉の双方の少なくとも一部に共通して存在するから〈不確定の証因〉とされるのに対して、Vの〈証因〉はいずれにも全く存在せず、共通しないから〈不確定の証因〉とされるのである。〈共通せぬ証因〉が何故疑惑の原因となり、〈不確定の証因〉となるかという、それが我々の「話の世界」に属する全存在を包摂してしまうからである。今、「話の世界」を恒常性而非恒常性という区別をもって〈同例群〉と〈異例群〉に二分するとき、「聞かれるものという性質」というVの〈証因〉は——〈主題〉である音声にのみ所属するから——〈同例群〉に全く存在せぬことにより〈異例群〉を包摂し、かつ〈異例群〉に全く存在せぬことにより〈同例群〉を包摂するから、「話の世界」全体を包摂することになる。従って、その〈共通せぬ証因〉を保持する〈主張の主題〉は「話の世界」全体に包摂されることになり、恒常的であるか否かという区別ができないのである。このような〈証因〉が〈正しい証因〉の三条件のうち、第三条件を満足するが第二条件を満足せぬことは既に述べた。

次に「九句因」のⅠの〈証因〉の特徴が指摘される。§3.5の〔註記〕に述べたように、この種の〈証因〉は〈同例群〉・〈異例群〉双方の全体に、すなわち「話の世界」全体に存在するから、常に疑惑の原因となり〈不確定の証因〉である。これに対して、Ⅲ・Ⅶ・Ⅸの〈証因〉は、〈同例群〉・〈異例群〉の少なくともいずれか一方において、その一部に存在するものであるから、Ⅰの場合のように「話の世界」全体を占めることはありえない。従って〈論証すべき属性〉を適切に変更することにより、〈正しい証因〉に転化することが可能である。例えば、Ⅲ・Ⅶの〈証因〉である「非恒常性」は、「作られたものという性質」を〈論証すべき属性〉とすれば、〈同例群〉全体に存在し、〈異例群〉に決して存在しないから、Ⅱと同じ〈正しい証因〉となる。又、Ⅸの〈証因〉である「触れえないという性質」は、「運動がないという性質」を〈論証すべき属性〉とすれば、〈同例群〉の一部に存在し、〈異例群〉に決して存在しないから、Ⅷと同じ〈正しい証因〉となるのである（北川[14]203参照）。

いうまでもなく〈正しい証因〉の第三条件を満足せしめるように〈論証さるべき属性〉が変更させられる訳である。

4.5. 若対許有声性是常、此応成因。

若於爾時無有顯示所作性等、是無常因、容有此義。然俱可得一義相違不容有故、是猶予因。又於此中現教力勝、故応依此思求決定。⁽¹⁾
⁽²⁾

(1) =PSV 133a⁵⁻⁶=HB (ed. Steinkellner[16] Teil I) 93: yadā tarhi śabda-
tvaṃ nityam abhyupagacchati, tadāyaṃ hetur eva syāt, yady atrānityatva-
hetuṃ kṛtakatvādi kaścīn na darśayet; cf. Steinkellner[16] Teil II, 74-75.

(2)=PSV 133a⁶⁻⁷: gnyi ga dmigs pa na 'gal ba dag don gcig la mi srid
pa'i phyir the tshom gyi rgyu yin no. 'di la yang mngon sum dang (sic!
read gyi, 北川[14] fn. 391) lung stobs dang ldan pa'i phyir de kho na las
nges pa btsal bar bya'o (zhes bya ba'i bsdu ba'i tshigs su bcad pa ni),
Tucci[4] fn. 62; cf. PSV 47a⁷:... 'di yang de nyid nges pa ni rjes su
tshol ba po rnam kyī mngon sum dang ldan pa'i phyir ro, cf. 武邑尚邦
『仏教論理学の研究』(1968)、324 & 289。

〔和訳〕 〔反論〕「〈音声の普遍〉(śabdatva) が恒常的であると認める者に対する場合、これ(=「聞かれるという性質」)は〔正しい〕〈証因〉であるはずだ。」

〔答〕 もしも、その時「作られたものという性質」等を「非恒常性」の〈証因〉として誰も示さなければ、そのことは容認されよう。しかし、両〔証因〕がともに認知される場合は、同一の対象に二つの相容れぬ〔属性〕は存在しえないから、疑惑の原因である。又、今の場合、直接知覚 (pratyakṣa) と〔矛盾せぬ〕教証 (āgama) が有力であるから、まさにこれにより〔音声は恒常的であるか否かの〕決定知を追求すべきである。

〔註記〕 「九句因」のVの〈証因〉が、Vaiśeṣika 学派のような実在論の立場

に立てば〈正しい証因〉となることは、既に §4.3 の〔註記〕に指摘した。そこで述べたように、(2)の論証式を同時に考慮すると、両〈証因〉は一つになって viruddhāvyabhicārin という〈不確定の証因〉となるのである。ところで、このような場合に Dignāga が、我々の日常経験において最も信頼しうる認識手段 (pramāṇa) である直接知覚と矛盾せぬ「教証」によって問題を解決するよう勧めるのは興味深い。(北川[14] 204参照)

4.6. 撰上頌言。

若法是不共 共決定相違
 遍一切於彼 皆是疑因性 ⁽¹⁾ <K. 8>
 邪証法有法 自性或差別
 此成相違因 若無所違害 ⁽²⁾ <K. 9>
 觀宗法審察 若所樂違害
 成躊躇顛倒 異此無似因 ⁽³⁾ <K. 10>

如是已弁因及似因。⁽⁴⁾

(1) =PS III. 25: thun mong min dang spyi dang ni, 'gal ba 'khrul pa med pa can, chos rnam kun la gang yin pa, de la the tshom gtan tshigs yin, Tucci[4] fn. 63. (2) =PS III. 27: chos dang chos can rang ngo bo, yang na de'i khyad par rnam, phyin ci log tu bsgrub pa'i phyir, gnod pa med la 'gal ba yin, Tucci[4] fn. 64. (3) =PS III. 26: gang yang phyogs chos mthong ba las, shes par 'dod la bzlog pa yis, gnod pa byed dang dpyob thob pa, de las gzhan pa rtags mtshungs med, Tucci[4] fn. 65. (4) =PSV 137a⁶⁻⁷: der snang ba dang bcas pa'i gtan tshigs bshad zin to.

〔和訳〕 以上を詩頌にまとめる。

〔〈証因〉となるべき〕〈属性〉が〔〈同例群〉・〈異例群〉のいずれにも〕共通せぬ場合、〔両者に〕共通する場合、相容れぬ〔論証さるべき属性〕と必

然的に結びつく場合には、いずれの場合にも必ず疑惑の原因となる。(第8偈)

〔〈間違った主張〉として〕未だ否定されていない場合、〈属性〉や〈主題〉の〈自体〉 (svarūpa) もしくは〈特殊規定〉 (viśeṣa) の逆を論証するなら、〈相容れぬ証因〉である。(第9偈)

〈主張の主題の属性〉 (= 証因) が吟味検討さるべきであるか、もしくは〔論者の論証しよう〕願うところを否定するならば、〔それぞれ〕未決定となったり、逆となったりする。これ以外に〈間違った証因〉 (hetvābhāsa) はない。(第10偈)

以上によって、〈証因〉と〈間違った証因〉とが説明された。

〔註記〕 §4.2から続けられてきた〈間違った証因〉に関する議論が、今整理される。第8偈は、疑惑の原因となる〈不確定の証因〉をまとめたものである。それは三種に分類される。(i)〈同例群〉・〈異例群〉に全く見出されぬ〈共通せぬ証因〉 (= V)、(ii)両者に共通して見出される〈証因〉 (= I・III・VII・IX)、(iii)二つの〈証因〉が互いに相容れぬ〈論証さるべき属性〉と必然的に結びつく viruddhavyabhicārin である。

第9偈は、〈相容れぬ証因〉を四種に分類するものである。この四種は NM では全く例示されないが、PSV の相当箇所では詳しく吟味されている (北川 [14] 205-217, cf. NP §3. 2. 3)。PSV と NP の記述を参照して四種を説明しておこう。(i)〔論証さるべき〕〈属性〉自体の逆を論証する (dharmasvarūpa-viparitasādhana) 〈証因〉。「九句因」のIVとVIがこれに当る。(ii)〔論証さるべき〕〈属性〉のある特殊規定の逆を論証する (dharmaviśeṣaviparitasādhana) 〈証因〉。

- (2) 〈主張〉 「眼等は他者のためのものである」
 〈証因〉 「複合体 (saṃghāta) であるから」
 〈喩例〉 「例えば、寝台や椅子の個々の部分の如し」

この論証式は Sāṃkhya 学派によって「靈魂」 (ātman) の存在を証明するた

めに提出されるものである。複合体である寢台等が身体という他者の役に立つように、眼等の複合体も靈魂という他者のためのものであるから、まさにその靈魂が存在せねばならないという意味である。ところで、寢台等に扶助される身体もやはり複合体であることを考慮すると、目下の〈証因〉の「複合体性」は、「他者のためのものであるという性質」のみならず、「複合体性」をも論証していることが分る。従って、靈魂のもつ〈特殊規定〉である「単一体性」の逆を論証するという意味で〈相容れぬ証因〉となるのである (cf. 北川[14] 191-192, Tachikawa[18] 136)。これは論者によって証明したいと望まれることが明確に論証式に呈示されぬため〈相容れぬ証因〉であるか否かが明瞭でない場合であるが、Dharmakīrti はこのような場合を「九句因」のⅣ・Ⅵとは別の第三の〈相容れぬ証因〉として言及する必要はないとする。本質的に前二者と相異しないからである (NB Ⅲ. 89-94)。恐らく彼は次の二種の〈相容れぬ証因〉についても同意見であろう。

(iii) [論証さるべき]〈主題〉自体の逆を論証する (dharmisvarūpaviparītasādhana) 〈証因〉。(iv) [論証さるべき]〈主題〉の特殊規定の逆を論証する (dharmiviśeṣaviparītasādhana) 〈証因〉。

- ㉔ 〈主張〉 「音声は音声ではない」
 〈証因〉 「意志的努力の所産であるから」
 ㉕ 〈主張〉 「音声は聞かれるものではない」
 〈証因〉 「意志的努力の所産であるから」

㉔㉕の〈主張〉は §1.3 に枚挙された〈間違った主張〉に他ならない (前稿 [一] pp. 113-114 参照)。ところが、もしこれらの〈主張〉が〈間違った主張〉として排除されず、「意志的努力の所産性」という目下の〈証因〉を付与されると、それらの〈間違った主張〉が論証されてしまうというパラドックスが生じるのである。例えば、「意志的努力の所産性」という〈証因〉は、㉔の〈同例群〉である「音声でないもの」—今の場合「音声」が〈主張の主題〉であるから、音声を除く「話の世界」全体一の少なくとも一部には見出されるから、〈正しい証因〉の第二条件を満足する。又、㉔の〈異例群〉は全く存在し

ないから、第三条件を必然的に満足する（前稿〔二〕 pp. 129-130 参照）。従って、④の〈証因〉は正しいものであり、原〈主張〉を証明すべきである。しかし、「音声は音声ではない」というのは、音声という〈主題〉の自体・本質を否定するものであり、我々の常識に反する自己矛盾であるから、結局④の〈証因〉は〈相容れぬ〉間違った〈証因〉とされるのである。⑤の〈証因〉がパドックスを生むことは、すでに §1.3 の〔註記〕（前稿〔一〕 pp. 114-115）に指摘した。今の場合、音声という〈主題〉の「聞かれるものという性質」という〈特殊規定〉を否定するのが、我々の知覚経験に反するものであるから、〈証因〉は間違いとされるのである。（iii）(iv)の〈相容れぬ証因〉は、〈間違った主張〉がそうと意識されぬ場合の安全弁のようなものと考えられよう。PSV において Dignāga は、さらに〈属性〉と〈主題〉双方の〈自体〉もしくは〈特殊規定〉の逆を論証する場合を考慮しているが今は触れない。

第10偈は、〈間違った証因〉が〈相容れぬ〉と〈不確定〉の二種に限られ、他にないことを明言するだけである。後代〈不確立〉(asiddha) が〈間違った証因〉に加えられるが、これは〈証因〉が〈主張の主題〉の〈属性〉でない場合、つまり〈正しい証因〉の第一条件を満足せぬ場合であり、Dignāga においては〈間違った証因〉としてさえも考慮する必要が認められなかったのである。

以上で NM の〈証因〉及び〈間違った証因〉の検討は終るが、PSV ではさらに再びどのような〈主題の属性〉が〈正しい証因〉となりうるかが吟味される。〈同例群〉・〈異例群〉双方の全体に共通なもの、及び双方に全く存在せぬもの（= I・V）が常に〈不確定の証因〉となるのに対して、〈同例群〉・〈異例群〉の少なくともいずれか一方に存在するものは、〈証明すべき属性〉の選び方により、〈正しい証因〉・〈相容れぬ証因〉・〈不確定の証因〉のいずれにもなりうるのである（PSV ad Ⅲ. 28-30ab, 北川〔14〕 217-221）。最後に Dignāga は〈他者の為の推理〉が〈他者の排除〉に基づいて機能することを詳しく議論している（PSV ad Ⅲ. 30cd-32, 北川〔14〕 222-238）。PS Ⅲ. 32 は Muni Jambuvijaya によりサンسكريット断片が発見されている (dṛṣṭavad

yadi siddhiḥ syāc chauklyarūpaguṇāśritāt, kramavat prātilomye 'pi dvitry-
ekārthagatir bhavet, [15] pt. II, 727)。この偈が PS II. 14, V. 35 とパラ
レルである点は注目されるべきである。

1979.9.4 （未完）

（インド哲学助教授）

A Study of the Nyāyamukha (III)

Shoryu KATSURA

—Synopsis—

- | | | |
|------|---|----------------------------------|
| 3.5. | 9 types of <i>pakṣadharmā</i> exemplified. | 2a ¹⁹ .b ² |
| | Verses 5 & 6 | |
| 4. | <i>hetu</i> , <i>viruddha</i> and <i>anīscita</i> . | 2b ³⁻⁵ |
| | Verse 7 | |
| 4.1. | Def. of <i>hetu</i> . | 2b ⁶⁻⁸ |
| 4.2. | Defs. of <i>viruddha</i> and <i>anīscita</i> . | 2b ⁸⁻¹⁰ |
| 4.3. | Singularity of <i>hetu</i> , etc. | 2b ¹¹⁻¹⁴ |
| 4.4. | <i>anīscita</i> examined. | 2b ¹⁴⁻¹⁹ |
| 4.5. | <i>viruddhāvyabhicārin</i> | 2b ²⁰⁻²⁴ |
| 4.6. | Summerizing verses 8, 9 & 10. | 2b ²⁴ .c ² |

(to be continued)

P/S: I would like to offer this small article to my late mother-in-law, Hiroko Kondo who passed away in the evening of September 4th, 1979.